

有料ごみ袋 交付及び申請手続きについて

交付及び
申請窓口

- 市役所本庁舎 1 階 ごみ減量対策課（27 番窓口）
- 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

以下に該当する方には、一定枚数の有料ごみ袋を無料で交付します。

※ 入院中の方は申請できません。

	申請時の状況	申請者	申請に必要な書類	袋の種類	交付枚数・方法
窓口申請	ストーマの障害者手帳をお持ちの方	本人 / 代理人	①障害者手帳（ストーマ記載のあるもの）	M袋 (10ℓ)	＊ 窓口申請した月を基準に、翌年3月までの所定枚数を手渡します。 ＊ 窓口申請した月と枚数 4月、5月・・・100 枚 6月・・・90 枚 7月・・・80 枚 8月・・・70 枚 9月・・・60 枚 10月、11月・・・50 枚 12月・・・40 枚 1月・・・30 枚 2月・・・20 枚 3月・・・10 枚
	鎌倉市日常生活用具給付事業における排泄管理支援用具（ストーマ装具）の給付を受けている方	本人	① 日常生活用具決定通知書 ② 本人確認書類（免許証・パスポート・保険証など）		
		代理人	上記①、②の他に、 ③代理人の本人確認書類（免許証・パスポート・保険証など）		
窓口 / 郵送申請	上記以外の方（手帳申請中の方など）	本人	① ストーマを使用していることがわかる納品書など（コピー可） ② 本人確認書類（免許証・パスポート・保険証など） ＜申請方法＞ 窓口にて交付申込書に必要事項を記入。	M袋 (10ℓ)	＊ 申請書類の審査が完了した月を基準に、枚数を決定し、御自宅に送付します。 ＊ 審査完了月と枚数は、上記の「窓口申請した月と枚数」のとおりです。
		代理人	上記①、②の他に、 ③代理人の本人確認書類（免許証・パスポート・保険証など） ＜申請方法＞ 窓口にて交付申込書に必要事項を記入。		

【問い合わせ先】 鎌倉市環境部ごみ減量対策課 Tel.61-3396

市使用欄：本人〔（ 免 ・ 保 ・ 他 （ ） ）〕 代理人（続 ）〔（ 免 ・ 保 ・ 他 （ ） ）〕
 処 理 日：（ 月 日 ）登録番号（追 ） 交付数（ ℓ セット・ ℓ セット）
 処理担当（ ）